

県と市町村による移住支援策の効果的な実施について

国の移住支援金

世帯100万円＋18歳未満の帯同者1名につき100万円加算／単身60万円

県の移住支援策

- ①食の支援（米・味噌・醤油1年分）
- ②家賃補助（上限1万円／月×上限24か月）
- ③若者・子育て世帯移住支援金
 - 若者（40歳未満）単身世帯：10万円
 - 若者二人以上世帯：20万円（拡充）
 - 子育て世帯（15歳未満の子帯同）：20万円（拡充）

【例】若者かつ子育て世帯が山形県に移住し、
賃貸住宅に住んだ場合

- ①食の支援 約5万円相当
- ②家賃補助 24万円
- ③若者・子育て世帯移住支援金 40万円

合計 約70万円

市町村における独自の移住支援策（例）

内容	金額
市の特産品による食の支援 （米・味噌・醤油以外）	上限1万円
民間賃貸住宅家賃補助（上限3年間）※県の家賃補助の残額が対象	上限3万円／月
大学等の卒業後、Uターンして就業した者に対し奨励金の交付	10万円
IターンUターンした子育て世帯 又は新婚世帯に対して商品券の贈呈	10万円
制服等学用品の実費補助	上限8万8千円
引っ越し経費の助成	上限10万円
国の移住支援金制度の対象外となった移住者に対する支援	上限10万円

【参考1】
県内市町村における独自の移住支援施策（主なもの）

みらい企画創造部
令和7年4月1日現在

	助成金額・支援内容【制度の開始年度】	対象者（記載がない場合は移住者全般が対象）・加算措置等
鶴岡市	食の支援 上限1万円 【R7新規】	・米、味噌、醤油以外の市特産品
酒田市	中古住宅、空き家の取得 上限25万円 【H27】	・過去3年庄内地域以外に在住した方 ・中学生以下の子どもと同居 25万円加算
新庄市	住宅取得 上限250万円 【R5】	・県外からの移住世帯が2年以内に住宅を取得した場合 ・中古住宅取得50万円、3世代世帯100万円加算
上山市	①引越し費用 上限10万円 【R4】 ②住宅取得 上限110万円 【H22】	①市内居住誘導区域内の賃貸住宅へ移住する30歳以下の方 ②移住・定住を目的に、市内に住宅（中古含む）を取得する方
天童市	給付金 10万円 【R7新規】	・県外の大学等を卒業し、市内に居住し就業する方
東根市	住宅取得 15万円 【H24】	・18歳以下の子どもと同居の場合5万円、3人目以降1人増えるごとに1万円を加算 など
尾花沢市	家賃補助 上限72万円 【H23】	・ひとり親の世帯の場合は家賃の30%（上限3万円・3年間）
中山町	住宅取得 上限50万円 【R3】	・基本30万円 ・転入世帯と子育て世帯のいずれにも該当する世帯は50万円
河北町	①家賃補助 上限36万円 【R2】 ②住宅取得 上限100万円 【H23】	①県外からの移住で継続して1年間居住した方 ②基本70万円、夫婦のいずれかが40歳未満の場合30万円加算
朝日町	①地域振興券 上限30万円分 【R3】 ②引越し費用 上限10万円 【R4】	①卒業後6年以内かつ30歳未満 ②1年以上定住する意思がある方（Uターン含む。）
大江町	①家賃補助 上限36万円 【R3】 ②制服等学用品買い替え補助 上限8万8千円 【R4】	①45歳以下又は子育て世帯（子ども1人当たり5千円加算） ②転校する場合
高畠町	住宅の新築 上限70万円 【H23】	・基本40万円 ・45歳以下10万円、新婚世帯10万円、子育て世帯10万円加算
川西町	給付金 上限10万円 【R4】	・町等に移住相談あるいは関係人口拡大事業への参加経験が複数回ある方
小国町	空き家のリフォーム費用 上限30万円 【R5】	・費用の30%、上限30万円
白鷹町	給付金 25万円（子ども3人の場合）【H30】	・夫又は妻のどちらかが45歳未満である夫婦世帯又は、45歳未満の者と子が中学生以下の者が1人以上いる世帯 ・基本10万円、中学生以下の子ども1～2人10万円、3人目以降1人増えるごとに5万円加算
飯豊町	商品券 10万円 【R3】	・子育て世帯又は新婚世帯
三川町	住宅取得 110万円（35歳以下世帯 子ども2人の場合）【H27】	・基本20万円/人 ・35歳以下30万円加算
遊佐町	上水道使用料月額基本料最大1年分補助 27,720円 【H28】	・若者世帯（世帯構成員が全員移住者） ・口径20mm、10㎡の基本料金月額 2,310円など

独自の移住支援施策の展開により効果が出ている全国他自治体（主なもの）

令和7年4月1日現在

	助成金額	支援内容【制度の開始年度】	経費負担
青森県	上限300万円	県外から18歳未満の子と移住し、県内の医療・福祉施設等で医療・福祉職の資格に基づく業務に就業した方または資格取得のために県内の養成機関に就学した方に対し、100万円／世帯を支給【R5】 ※子育て加算：上限100万円／人（市町村により加算額が異なる） ※ひとり親世帯加算：100万円／世帯（市町村により加算額が異なる）	県3/4 市町村1/4 （ひとり親世帯加算は県10/10）
秋田県	上限10万円	移住前に移住定住登録をした上で、秋田県内に移住した場合、10万円／世帯を助成【H29】	県10/10
福島県	上限8千円	18歳以上、県外在住で、近い将来に福島県内への移住を希望、検討している者に対し、現地活動に係る交通費を補助【H28】 ※出発地により補助上限額が異なる。東京⇄福島の場合、補助上限8千円	県10/10
鳥取県	上限20万円	結婚、出産又は子育てを機会とした若年者のI・J・Uターンを促進するため、以下の世帯に対し上限20万円／世帯を支給（市町村により支給額が異なる）【R5】 ・世帯2人以上（配偶者または子ども） ・世帯員のいずれか（子どもを除く）が満39歳以下 ・①結婚して10年以内、②妊娠中、または③世帯内に高等学校入学前の子がいること ・継続して3年以上定住する意思があること	県1/2 市町村1/2
大分県	上限30万円	県外から移住した世帯に対し、応援給付金20万円を支給（市町村により要件・支給額が異なる）【R1】 ※若年者加算（18～39歳の世帯員がいる場合）：10万円／世帯 ※子育て加算（18歳未満の子がいる場合）：10万円／人 ※子育て加算と若年者加算は併用不可	県1/2 市町村1/2
群馬県 みどり市	上限530万円	子育て世帯が県外から移住した場合、100万円／世帯を支援【R7】 ※子育て加算（18歳未満の子がいる場合）：100万円／人（上限3人） ※市内の過疎地域に移住した場合の加算：50万円又は100万円／世帯 ※過疎地域の保育園、小中学校に通園通学した場合の加算：10万円／人（上限3人）	市10/10
宮崎県 都城市	上限500万円	移住前に移住相談登録をした上で、市内に移住した場合、100万円／世帯を支援（単身の場合60万円／世帯）【R5】 ※国及び県の移住支援金の地域要件を緩和 ※子育て加算（18歳未満の子がいる場合）：100万円／人（上限300万円） ※中山間地域等居住加算：20万円／人（上限100万円）	市10/10